

宇治市人権教育・啓発推進懇話会設置要項

(設置)

第1条 宇治市第3次人権教育・啓発推進計画の趣旨に基づき、人権教育・啓発に関する施策について、専門的な見地及び市民の立場から適切な評価や助言を受けるため、宇治市人権教育・啓発推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、人権教育・啓発の施策を推進するために必要な事項について、審議及び意見の交換を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員その他の出席者は、会議において知り得た秘密に関する事項を、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、人権環境部人権啓発課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会の議を経て会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和８年４月１日から施行する。